⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　国立大学法人愛媛大学の契約事務取扱規程第６条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。
⑸　学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒790―8577 松山市文京町３番　国立大学法人愛媛大学財務部経理調達課調達第二チーム　河野　明宏　電話 089―927―8884
E-Mail cho2@stu.ehime-u.ac.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　令和５年11月１日17時15分
⑷　開札の日時及び場所　令和５年11月20日14時00分　国立大学法人愛媛大学財務部経理調達課会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると学長が判断した入札者であって、国立大学法人愛媛大学の契約事務取扱規程第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshige Nishina, President, National University Corporation Ehime University
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fume Hoods, Laboratory Tables and others 1 Set
⑷　Delivery period : By 1 March, 2024
⑸　Delivery place : National University Corporation Advanced Research Support Center Division of Material Science Research Support of Ehime University.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for Ehime University,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2023 in the Shikoku area in manufacture of product or sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　meet the qualification requirements which President, National University Corporation Ehime University may specify in accordance with Article 6 of the Regulation,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, National University Corporation Ehime University.
⑺　Time limit of tender : 17 : 15　1 November, 2023
⑻　Contact point for the notice : Akihiro Kono, Procurement and Contracts Ⅱ, Financial Management and Contract Division Financial Affairs Department, National University Corporation Ehime University, 3 Bunkyo-cho Matsuyama-shi 790―8577 Japan, TEL 089―927―8884, MAIL cho2@stu.ehime-u.ac.jp
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年９月11日
国立大学法人熊本大学
契約責任者　理事　黒沼　一郎
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　43
○第 20 号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　14、27
⑵　購入等件名及び数量　病院情報ネットワークシステム　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　令和６年12月27日
⑸　納入場所　熊本大学病院
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　国立大学法人熊本大学の契約事務取扱規則第８条及び第９条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和５年度に九州・沖縄地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和５年３月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を契約責任者が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒860―8556 熊本市中央区本荘１－１－１
熊本大学病院事務部経理課　野口　幸子
電話096―373―5834
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和５年９月21日14時00分　熊本大学病院管理棟３階第三会議室
⑷　入札書の受領期限　令和５年11月２日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和５年12月22日15時00分　熊本大学病院管理棟３階第三会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類及び本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。